

面会交流支援ご利用規約

◇支援決定に関する規約

- ① 事前に双方からの聞き取り（ヒアリング料金がかかります）を行うことをご理解いただけること
※ヒアリングの際、お子様は保育士及び幼稚園教諭資格者と面談いたしますので可能であれば監護権者はお子様と一緒にお願いします。（電話でのヒアリング可）
- ② <1年継続のお申込みをされたお客様>月1回を超える実施期日の設定の場合、本面会交流支援を利用するには別紙料金表記載の利用料金がかかることをあらかじめご理解いただけること。
- ③ 面会交流支援の種類（付添見守型、受渡型）について、当事者間で合意できること
 - ア) 付添見守型とは、監護権者からお子様をおあずかりし、面会者へ受渡し後面会交流中邪魔にならない範囲の距離で面会交流終了まで当団体担当者が見守る支援を行うこと。
 - イ) 受渡型とは、監護権者からお子様をおあずかりし、面会者へ受渡しし、面会終了後面会者から監護権者へお子様を受け渡す支援を行うこと。
- ④ 面会交流中の写真や動画の撮影、外部との通信、飲食及びプレゼントの取扱いに関しては、監護親側が了承した場合に限り容認していることを、あらかじめご理解いただけること
- ⑤ 当団体で用意する申込書（契約書を兼ねる。）に署名・押印し、提出してもらうこと
- ⑥ 当団体の面会交流支援の支援期間は支援実施月から1年間の更新期限であり、更新する際は再度申込料金をいただくことをあらかじめ承知していただけること
- ⑦ 面会交流支援の種類を1回ごとのお申込みから1年継続に変更する場合は、再度申込料金が発生することをあらかじめご理解いただけること。
- ⑧ 面会者が面会交流支援に要する諸費用（申込金、更新のための申込金、支援料、外部施設を利用する場合の交通費や入場料）をきちんと支払っていただけること ※別紙料金表参照

◇支援決定をお断りする場合の規約

- ① 上記記載①～⑫の規約を満たさない場合
- ② ヒアリングの結果、子どもが面会交流を強く拒否していると当団体が判断した場合
- ③ ヒアリングの結果、面会交流支援中に連れ去りなどの子どもの福祉を著しく害する行為が発生するおそれがある、と当団体が判断した場合
- ④ ヒアリングの結果、面会交流中に当該ケースの関係者による暴言、暴力、追跡等の不適切な行為が発生するおそれがある、と当団体が判断した場合
- ⑤ ヒアリングの結果、利用希望者又は子どもの心身の状態が当団体での面会交流の実施に耐えられないであろうと当団体が判断した場合

◇面会交流支援を途中で中止（解約）をさせていただく場合の規約

- ① 子どもが面会交流の実施を強く拒否していることが確認できた場合
- ② 面会交流支援中に、当該ケースの関係者による連れ去り（未遂を含む。）等の子どもの福祉を著しく害する行為が認められた場合

- ③ 面会交流支援中に、当該ケースの関係者による暴言、暴力、追跡等の不適切な行為が認められた場合
- ④ 利用希望者又は子どもの心身の状態が当団体での面会交流の実施に耐えられない状態が続いた場合
- ⑤ 当該ケースの関係者によって、当団体が面会交流支援を行っているケースの写真、動画及び音声当団体の承諾なしに調停や裁判の資料として裁判所に提出された事実が確認された場合
- ⑥ 当該ケースの関係者によって、当団体が面会交流支援を行っているケースの情報がソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）に発信された事実が確認された場合
- ⑦ 面会交流支援契約に基づく当団体の助言・指示に従ってもらえなくなった場合

※上記に記載した理由で支援が中止された場合は理由の如何を問わず申込料・支援料金のご返金はできません。

◇NPO 法人ここほっとの面会交流支援事業には含まれていない事項

- ① 面会交流支援の在り方を巡って当事者間に激しい意見の対立が生じた場合の関係調整を目的とした支援。（ただし、当事者それぞれのカウンセリングは行っております。別途お問合せください）
- ② 特定のケースについて、面会交流支援状況の照会（裁判所や弁護士からの照会も含む。）があった場合の情報提供

※面会交流支援後、監護権者には支援実施報告書をお渡しいたします。

- ③ 面会交流支援中に発生した物損事故や人身事故に対する損害補償

※父母のどちらかが子どもと一緒にいる状態での事故に関しては一緒にいた親に責任がございます。

説明担当者 _____

上記内容を確認し、承諾しました。

平成 年 月 日 親権者（監護権者） _____ 印

平成 年 月 日 相手方 _____ 印